

「第22回機械要素技術展」ブース装飾及び設営業務委託仕様書

1. 件名

「第22回機械要素技術展」公社ブースの装飾及び設営等業務委託

2. 契約期間

契約締結日から平成30年6月22日まで

3. 履行場所

東京国際展示場「東京ビッグサイト」(江東区有明3-21-1)の公社指定場所

4. 第22回機械要素技術展及び公社ブースの概要

(1) 会期

平成30年6月20日(水)から6月22日(金)

※搬入・設営は6月19日(火)、搬出・撤去は6月22日(金)

(2) 会場

東京国際展示場「東京ビッグサイト」(江東区有明3-21-1)東ホール

(3) 公社ブース出展区画

東6ホール出入り口付近 12小間(31.2m²×6.25m²=195m²)

※小間位置は別紙参照

(4) 公社ブース共同出展企業数

22社(取引振興課18社+国際事業課4社)

※共同出展企業数が増減した場合は別途協議するものとする。

5. 業務内容

(1) 公社ブースのデザイン

ア. 全体構成

- ①取引振興課及び国際事業課2つのゾーンを統一し、「海外に広がる公社ブランド」の訴求を全体コンセプトとする。
- ②取引振興課ゾーンと国際事業課ゾーンを一体的に繋げ、全体として公社が出展するブースに見えるよう、看板サインや装飾で一体感を表現すること。
- ③「Tokyo SME」(英語ロゴ)のイメージに合わせ、濃紺と黄色、白を基調とし、公社ブースとしての存在感の演出と、高いデザイン性をもたらすこと。
- ④取引振興課と国際事業課の2つの出展ゾーンを設け、両スペースをほぼ同じ面積にすること。
- ⑤看板サインには公社が指定する「東京都中小企業振興公社」(日本語ロゴ)と、「Tokyo SME」(英語ロゴ)を使用すること。
- ⑥動線に配慮し、来場者が公社ブースの中を効果的に回遊できるようにすること。
- ⑦公社ブースが隣周辺のブースに比べて暗くならず、共同出展者が商談しやすい十分な明るさを確保できるよう照明設備の充実と工夫を加えること。
- ⑧床面すべてに難燃性素材を用いたカーペットを敷設し、カーペットの色は全体のブースデザインと

のバランスを考慮すること。

- ⑨ 公社ブース内に、全共同出展企業ブースのスペース、共有（取引振興課、国際事業課）商談スペース、公社PRコーナー（事務局担当者スペース・受付カウンター含む）を設けること。（重要度順）
- ⑩ 公社と協議の上、重要度に応じた面積の配分とすること。
- ⑪ 公社PRコーナーは、東ホールの入口側に設置すること。

イ. 各共同出展企業ブース

- ① 共同出展企業の製品・技術等をPRできるブースを出展企業数分設置すること。但し、原則は間仕切り等を設けず、見通しを良くすること。
- ② 共同出展企業の各社ブースは、企業が製品のアピールと商談しやすいものとする。
- ③ 取引振興課ゾーンと国際事業課ゾーンは見え方としてほぼ同じ面積で対照的になるよう、うまく配置やバランスを考慮すること。出展企業数の違いにより国際事業課ゾーンの余ったスペースは商談コーナー等で有効活用すること。
- ④ 最低限、以下のものを各ブースに設置すること。
 - ・システム展示台
 - ・企業の製品や技術等を紹介する展示パネル掲出スペース ※パネルサイズは別途協議
 - ・社名サイン（キャッチコピー含む）
 - ・デットスペース等を活用したストックスペース（各社ごとに施錠できるようにし、製品、手荷物等を効果的に収納できるよう工夫すること）と鍵（2つずつ）
 - ・100V2口コンセント
 - ・各サインやパネル、展示製品等を効果的にアピールできる照明
 - ・パイプ椅子2脚

ウ. 商談スペース

取引振興課と国際事業課両方の共同出展企業が平等に使用できるよう設置位置等も配慮し、机と椅子をバランスよく配置すること。

エ. 公社PRコーナー

- ① 公社の事業や活動をPRするコーナーを、取引振興課と国際事業課共通で1か所設けること。
- ② 最低限、以下のものをスペースに設置すること。
 - ・公社ブースのアテンド要員が使用するカウンターと椅子
 - ・デットスペース等を活用したストックスペース（施錠できるようにし、手荷物等が収納しやすいように工夫すること）と鍵（2つ）
 - ・100V2口コンセント
 - ・展示物（パンフレット10種類程度や、ポスター数枚）を掲出できるよう什器や設置スペース
 - ・展示物等を効果的にアピールできる照明

(2) 出展者説明会への出席

共同出展企業への説明会（5月9日）に統括責任者が出席し、装飾デザイン等に関する事項について説明すること。なお、詳細については下記担当者と事前に打合せをすること。

(3) 公社ブースの設営、管理、撤去

ア. 設営

平成30年6月19日(火)

※公社ブースの設営及び装飾(ブース内2次幹線以降電気配線作業を含む)

イ. 管理

- ①作業中及び会期中において、公社の要望に対し速やかに対応できる体制を整えておくこと。
- ②事故が発生した場合は、速やかに安全策を講じるとともに、事故の発生原因・処理状況を公社担当者に報告すること。当該事故の発生原因が受託者の責めに帰する場合は、当該賠償責任は受託者が負うものとする。

ウ. 撤去

平成30年6月22日(金) 17時以降に撤去を行うこと。

エ. その他

- ①本仕様書に定めのない事項に関しては、委託者と受託者により別途協議すること。
- ②設営・撤去の作業内容や作業日程については、事前に公社担当者と十分な打合せを行うこと。
- ③設営・撤去により発生したゴミ・残材・廃材などについては、受託者が適正に処理すること。
- ④資材や備品の搬入、搬出及び設営等において、床・パネル等の施設及び搬送備品を破損しないよう、十分に注意すること。万一破損した場合は、その損害を受託者の責任で賠償すること。

(4) 公社展示物の運搬、取付及び撤去

公社ブースの展示物(パンフレットやパネル等)の公社から会場までの往復荷物運搬と、会場での設置取り付け及び終了後に撤去を行うこと。

6. 予算限度額

委託料 5,000,000円(消費税及び地方消費税を含む)

※ご提案いただいた価格及び内容に基づき審査させていただきます。

7. 提出書類と点数

- (1) ブースイメージパース(2方向あるいは2カット)
- (2) ブースレイアウト図面(平面図及び立面図)
- (3) 見積内訳(消費税及び地方消費税を含む、項目ごとに明細記載、社名を伏せて記載)
- (4) 実施体制図(責任者、担当者、外注先を含めた実施体制図を記載)
- (5) 会社案内

※上記(1)～(5)を各1点提出してください。

8. その他

(1) 情報公開について

公益財団法人東京都中小企業振興公社は、経営の一層の透明性の向上を図っていくため、「経営情

報の公表に関する要綱」に基づき、特定契約(官公庁との契約や競争入札に適さない契約等)のすべて及び契約金額が250万円以上の契約案件を以下のとおり公表いたします。

ア. 表項目

契約方法(競争・独占・緊急・少額または特定の区分別)、契約種別(工事・委託・物品等の区分別)、契約相手方の名称、契約金額

イ. 公表時期及び手法

決算の公表に合わせて年1回取りまとめ、当会社ホームページ及び閲覧により公表いたします。なお、公表の趣旨にご賛同いただけない場合は契約締結後14日以内に、文書にて同意しない旨申し出ることができます。

(2) 選定された者の責務について

ア. 選定された者は、別途公社との間で委託契約を締結する。

イ. 本委託契約を実施する上で生じる責務(安全確保義務を含む)及び責任は、すべて受託者の負担において措置すること。

ウ. 選定された者は、本契約の履行にあたり、公社と「個人情報の取り扱いに関する契約」を締結すること。

(3) 暴力団等排除に関する特約条項

暴力団等排除に関する特約条項については、別紙に定めるところによる。

(4) 環境対応車の使用について

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)他、各県条例に規定するディーゼル車規制に適合する自動車とすること。なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

(5) 担当者

(公財)東京都中小企業振興公社 総合支援部 取引振興課 担当:三好

電話 03-3251-7883 FAX 03-3251-7888